意見募集要項

１　意見募集対象の内容

「外来生物法第２条第１項に基づき、ムンゴス・ムンゴ(シママングース)を特定外来生物に定めること。」

＊専門家による検討に当たっての資料や議事概要については環境省ホームページの以下のサイトをご覧ください。

(資料について)

http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/sentei/mamm_bird05/index.html

(議事概要について)

http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/sentei/mamm_bird05/indexa.html

２　意見募集期間

平成21年10月９日（金）～平成21年11月８日（日）17：00まで

※郵送の場合は同日消印有効

３　意見提出方法

［意見提出用紙］の様式により、氏名（企業・団体の場合は、その名称）及び連絡先(住所、電話番号必須)を必ず明記の上、以下のいずれかの方法で提出してください。

（１）郵送

宛先：〒100－8975 東京都千代田区霞が関１－２－２
環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

○下記［意見提出用紙］の様式に従って、Ａ４サイズの用紙に記入し提出して下さい。

○封筒に赤字で「未判定外来生物の判定に係るパブリックコメント」と記載してください。

（２）ＦＡＸ

宛先のＦＡＸ番号：03-3504-2175

○下記［意見提出用紙］の様式に従って、Ａ４サイズの用紙に記入し提出して下さい。

○締切間際は、回線が混み合いますので、あらかじめ余裕を持ってお送りください。回線がつながりにくい場合は、郵送あるいは電子メールにてお送り願います。

（３）電子メール

宛先の電子メールアドレス：shizen-yasei2@env.go.jp

○下記［意見提出用紙］の項目に従い、メール本文にテキスト形式で送付してください。（添付ファイルやＵＲＬへの直接リンクによる御意見は受理

いたしかねますので御遠慮願います。）

○件名に「ムンゴス・ムンゴ（シママングース）の特定外来生物への指定について」と記載してください。

○氏名・連絡先は必ず本文中に記載願います。（アドレス中の署名は、氏名と判断できない場合がありますので御注意願います。）

＜注意事項＞

○ 意見は、日本語で御提出ください。

○ 意見概要は、100 字以内で、簡潔に記載願います。

○ 提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号、ＦＡＸ番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

○ この募集要項に即して記述されていない場合（氏名、住所、電話番号等必要事項が書かれていない等内容に不備があるもの､締切日までに到着しなかったもの等）及び下記に該当する内容については無効とさせていただくことがあります。

- 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- 営業活動等営利を目的とした内容

○ 皆様から頂いた御意見は、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

［意見提出用紙］
※ <u>各項目は必ずこの順番で記載してください。</u>

［件名］ムンゴス・ムンゴ（シママングース）の特定外来生物への指定について
［宛先］環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
［氏名］（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
［郵便番号・住所］
［電話番号］
［ＦＡＸ番号］
［御意見］
１意見の要約（100字以内で記載）
２意見及び理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

４　関連情報の閲覧又は入手の方法

○環境省ホームページのパブリックコメント欄

http://www.env.go.jp/info/iken.html

○郵送による入手

返送先を宛名に明記し 90 円切手を貼付した返信用封筒（長３形）を同封の上、下記まで送付してください。